

7月
執行予定

第26回 参議院議員通常選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。棄権せず自らの意思で貴重な一票を投じましょう。投票日当日に仕事や用事などで投票できない場合は期日前投票をご利用ください。

選挙管理委員会事務局 ☎ 841・1532、☎ 844・3479

投票は午前7時～午後8時 市内80カ所で

(投票所入場整理券に付近図を掲載しています)

※投票日など詳細は市ホームページまたは投票所入場整理券でご確認ください。



◆投票できる人

選挙権を有している人。ただし、枚方市で投票できるのは住民登録日から選挙人名簿の登録基準日まで3カ月以上経過している人(通常、選挙時の登録基準日は公示日の前日です)。

投票の方法および定数

投票は「選挙区」「比例代表」の順に行います。

選挙区選挙 (大阪府選挙区：定数4人)
投票用紙に候補者名(1人)を書いて投票してください。

比例代表選挙 (定数50人)
投票用紙に候補者である名簿登載者1人の氏名または政党等の名称・略称を書いて投票してください。

◆投票所入場整理券

公示日ごろに各世帯に封書で郵送します(一通につき4人分まで封入)。投票の際に持参を。届かない場合や紛失・破損した場合でも選挙人名簿に登録され選挙権がある人は投票することがありますので投票所で申し出を。

◆選挙公報

各候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報を、選挙期日(投票日)の2日前までに各世帯へ配布します。2日前になっても届いていない場合は市選挙管理委員会へ連絡を。なお、期日前投票所にも選挙期日(投票日)の8日前をめどに設置しています。また、選挙公報の内容等を点字または音声テープにした「選挙のお知らせ」の送付希望者は、府選挙管理委員会(☎06・6944・9118、☎06・6944・3548)に申し込みを。
※過去に申し込んだ人は申し込み不要。

◆手話通訳を派遣

投票の際に投票所で手話通訳が必要な人は、事前に市選挙管理委員会へ連絡を。

◆代理・点字投票

けがや障害などで自分で文字を書くことができない人は、代理投票(係員が本人から指示された内容を代筆)ができます。点字投票もできますので投票所で申し出を。

満18歳
以上が
投票
できます。



▲選挙のめいすいくん

開票は午後9時から

投票日の午後9時から総合体育館(中宮大池4-10-1)で開票します。参観可。来場の際は公共交通機関をご利用ください。

投開票速報を配信

投票や開票の速報を市ホームページ(右記コード)で見ることができます。



期日前投票

住所に関係なくどの投票所でも投票できます。

選挙人名簿に登録されている人で選挙期日（投票日）に次のような事由がある人は、期日前・不在者投票をご利用ください。(1)仕事・学業・冠婚葬祭など(2)投票区外への外出・滞在などの私用(3)病気やけが、出産などの理由で歩行が困難(4)枚方市外へ住所移転(5)天災または悪天候により投票所に到達が困難。

※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、(5)の事由に該当します。

投票には「期日前投票宣誓書」に住所・氏名などの記入が必要です。投票所入場整理券の裏面が宣誓書になっていますので事前に必要事項の記入をお願いします（宣誓書は期日前投票所にもあります）。

▼期間・場所など

投票期間	投票時間	場 所
投票所入場整理券でご確認ください	午前8時30分～午後8時	○市役所第3分館（旧市民会館） ○津田支所 ○北部支所 ○南部生涯学習市民センター ○中央図書館 ○サプリ村野
	午前10時～午後8時	○総合体育館 ○ビオルネ ○くずはモール

◆総合体育館は競技大会等の開催により駐車に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

◆ビオルネ・くずはモールの会場案内図を市ホームページに掲載しています。なお、選挙による駐車サービスは受けられません。

サプリ村野や総合体育館では比較的スムーズに投票できます

◆市外での不在者投票

選挙期間中に出張等で市外に滞在する人は不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会に郵便等（ファクス不可）で投票用紙を請求してください。請求書兼宣誓書は別館5階市選挙管理委員会事務局にあるほか、市ホームページからも取り出し可。また、マイナンバーカードを使用したオンライン請求も可。投票用紙等は交付記録郵便等で滞在地へ送付します。最寄りの選挙管理委員会で投票してください。投票された投票用紙が選挙期日（投票日）の午後8時までに枚方市の投票所へ届かなければ無効となりますのでご注意ください。詳細は市ホームページ参照。

◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受け、下表に記載のある人が介護保険の被保険者証に要介護5の記載のある人は、郵便等で不在者投票ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、申請書に手帳か被保険者証を添えて市選挙管理委員会に申請を。また、代理記載制度の希望者は別に手続きが必要です。なお、新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する場合は、郵便により不在者投票をすることができません。詳細は市選挙管理委員会へお問い合わせを。

◆入院・入所者は病院長等に申し出る

府選挙管理委員会の指定を受けている病院や施設に入院・入所中で不在者投票を希望する人は、病院長や施設長に申し出てください。病院長等が不在者投票用紙等を選挙人に代わって請求することにより施設内で投票できます。

不在者投票の投票用紙等の請求は選挙期日（投票日）の4日前の午後5時まで。

▼障害の区分など

障害の部位など	等 級
(1)両下肢・体幹の障害	1級・2級（特別項症～第2項症）
(2)移動機能の障害	1級・2級
(3)心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	1級・3級、肝臓は1級～3級（特別項症～第3項症）
(4)免疫の障害	1級～3級
(5)上記の障害の程度に該当すると枚方市長（大阪府知事）が書面により証明した人	

※表中（ ）は戦傷病者。